

### 3 . 授業のねらい

#### 3 - 1 提案者の授業のねらい

学校で生徒が Web コンテンツを制作するにあたり、Web 制作にかかわる基本的な技法と著作権およびそれに関連して守らなければならないルールについて学ぶ。

著作権法においては、学校の授業の過程における使用を目的とする場合、必要と認められる限度において、他人の著作物を複製することが認められているが、Web コンテンツは学校の外部に公開することも多いため、著作権処理を行う必要がある。

著作権には、国家という枠組みの中で法律(著作権法)によって著作物を保護するという従来の考え方(コピーライトという考え方)がある一方、インターネットに特有なコピーレフトという考え方(一定のルールを守るならば自由にコピーして使用して良いという考え方)も一つの大きな動きとなっている。

著作権の概念と最新の著作権の動きを学ぶとともに、実際に、自分が(生徒が)Web コンテンツを制作する上で必要となる著作権処理の具体的な方法を学ぶことが本授業のねらいである。

#### 3 - 2 学校側の授業のねらい

教科名	企画科 メディアデザイン
単元名と本時の位置付け	Web制作基礎 制作にあたっての入門
単元のねらいと目標	関心・意欲・態度 Web制作の情報発信にあたって理解を深め、今後の制作過程においての関心・意欲をもたせる。 思考・判断 ユーザービリティ・アクセシビリティについても理解する。 技術・表現 Web制作にあたって押さえるべきポイントの概要をとらえる。 知識・理解 Web コンテンツの著作権の理解を深める
本時のねらいと目標	後期の授業でとりくむWeb教材制作の導入講義として、抑えるべきポイントを把握する。

#### 3 - 3 ねらいの差異による変更事項

当初は、Web 制作の後半部(11月ころ)に生徒自身が著作権処理をすることになるので、その時期に合わせ著作権の講義を入れる予定だったが、制作を始める前に著作権について把握した上で制作にあたった方が、著作権違反等の問題行為を事前に防止できるのではないかと学校側からの意向により、時期を制作前に変更した。授業の位置づけもWeb制作導入講座に変更した。